

令和6年8月22日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
医療用物資等確保対策推進室

医療用物資の国備蓄品の売却について

平素より厚生労働行政の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、医療用（サージカル）マスク・N95等マスク・アイソレーションガウン（プラスチックガウンを含む）及びサージカルガウン・非滅菌手袋（以下「4物資」という）について、売却入札を下記のとおり実施することとしましたので、ご連絡いたします。

貴団体におかれましては、下記売却の具体的内容等についてご了知いただくとともに、貴団体所属の各会員、構成員等に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 売却実施の枠組み

4物資の国備蓄品の売却について、一般競争入札により実施する。

売却入札を通じて、国から卸業者等に適正な価格で売却放出を実施することを目的としているが、医療機関等が入札参加資格を取得して、購入することも可能。

(1) 売却対象製品

各物資の売却対象製品は別紙資料1のカタログに、製品リストは別紙資料2で詳細を示しているため、ご参照いただきたい。

なお、売却対象製品については医療用となっているが、他の用途での使用も可能。

(2) 入札公告及び応札期限等

入札公告：令和6年8月22日

応札期限：令和6年9月6日

※開札、落札者（買受人）決定：令和6年9月11日（予定）

(3) 国からの購入方法

今回、売却に付された4物資を購入する場合、国の売却入札の手續に参加していただく必要がある。応札の具体的な手續等については、厚生労働省ホームページの調達情報(https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-gp-nyusatu/index.html)に掲載する入札公告(各物資の売払契約)及び入札説明書を参照していただきたい。入札説明書は、入札公告(各物資の売払契約)において、閲覧することができる。なお、応札には、競争参加資格として、「物品の買受け」の全省庁統一資格(競争参加地域は「関東・甲信越」)を取得している必要がある。

(4) 売却製品の納品

売払物品は、厚生労働省が買受人指定の場所(原則、落札者が初回配送時に指定した1カ所の場所とする。)に配送する。配送は、本物品引渡期限(契約締結日から2ヶ月以内)までに、原則、保管倉庫1カ所につき1回までの発送とする。配送に要する費用は厚生労働省が負担し、その他必要な一切の諸経費は買受人が負担する。

尚、引渡物品が相当数あり、保管倉庫から1回の発送・受領が困難と厚生労働省が認める場合に限り、発送回数を調整する場合がある。